

各位

公益社団法人大阪府建築士会

『建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂 6 版] (Q & A)』
掲載等の誤りについてのお知らせ

平素は、本会をはじめ斯界のために種々ご理解、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、本会にて発行しております、大阪府内建築行政連絡協議会監修『建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂 6 版] (Q & A)』(平成 23 年 4 月 15 日発行)に関して、今般、下記のとおり、掲載に誤りがあることが判明しましたので、お知らせとともに深くお詫び申し上げます。

なお、大阪府建築基準法施行条例(昭和 46 年大阪府条例第 4 号)につきまして、平成 13 年より大阪府ホームページ(例規集)に掲載しているところですが、こちらについても、同様の誤りがあることを申し添えます。

大阪府ホームページ(例規集)に関しましては、修正時期が平成 26 年 5 月となりますので、ご注意いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

建築基準法及び同大阪府条例 質疑応答集[改訂 6 版] (Q & A) P. 123

大阪府例規集 (http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html)

第46条(廊下の幅)

共同住宅、寄宿舍又は下宿における共用の廊下(令第119条の規定の適用を受けるものを除く。)の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

【誤】下線部

廊下の種別		廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合(単位センチメートル)	その他の廊下における場合(単位センチメートル)
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が50平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	住居又は住室の床面積の合計が50平方メートルを超え100平方メートル以下の階におけるもの		120	90
寄宿舍又は下宿	居室の床面積の合計が100平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	居室の床面積の合計が100平方メートルを超え <u>300</u> 平方メートル以下の階におけるもの		120	90

【正】下線部

廊下の種別		廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合(単位センチメートル)	その他の廊下における場合(単位センチメートル)
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が50平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	住居又は住室の床面積の合計が50平方メートルを超え100平方メートル以下の階におけるもの		120	90
寄宿舍又は下宿	居室の床面積の合計が100平方メートル以下の階におけるもの		90	90
	居室の床面積の合計が100平方メートルを超え <u>200</u> 平方メートル以下の階におけるもの		120	90

以上